

第26回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年10月27日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 14 | 議案第 6 号 | 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について |
| 日程第 15 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局長 第26回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。
朝夕の寒さが厳しい毎日となり、冬の足音が聞こえてくる季節となりました。今月は農地パトロールや農地評価など皆様方には現場に多く出ただきまして大変ありがとうございました。来月からは年金加入推進活動が始まりますので、よろしく願いいたします。
また、先進地視察研修まで10日となりました。参加される皆様は体調管理に気をつけていただくようよろしく願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、5番百々委員、6番山下委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

9月28日、「農地パトロール事前打合せ」を総会終了後に委員10名、事務局3名、農林課職員2名で行いました。

各班に分かれ、昨年10月から本年9月までに手続きが行われた農地、施設、さらには毎年の経過観察とされている農地などを確認し、当日巡回する行程などについて打合せを行っております。

9月29日、「令和4年度農業者年金記録管理システム研修会」が役場本庁でオンライン開催され、村田係長が出席しております。農業者年金の手続きは、すべて記録管理システムで行わなければならない、その操作・活用方法について研修を行っております。

10月3日、「利用権設定等申出に係る現地調査」を茶内第三地区と西円朱別地区において、農地部会委員と事務局2名により行っております。

茶内第三地区については〇〇〇〇氏所有地の売買と〇〇〇〇氏所有地の賃貸借、西円朱別地区については〇〇〇〇氏所有地の売買に係る評価で、二班に分かれ

て調査を行っております。詳細については、報告第3号の農用地利用調整報告により説明をいたします。

10月12日、〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を西円朱別地区で開催し、地元農業者4名と農協担当者、橋場委員、事務局2名が出席しております。〇〇氏は〇〇〇〇〇〇への売渡しを希望しており、その後、〇〇から借入予定の農業者4名の借入地と借入金額について確認を行っております。

10月14日、「令和4年度農地パトロール」を委員12名、事務局3名、農林課職員2名により実施いたしました。過去1年間で農地法、基盤強化法により権利設定等があった農地や農地転用、現況証明箇所の進捗状況など農地の利用状況の確認を行っております。また、前年に引き続き指摘のあった牧草収穫が遅れている土地所有者に対しては、今後は正指導を行い、引続き遊休農地発生防止に努めていくことを確認しております。

10月14日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を奔幌戸地区において、谷口委員、山下委員、阿部委員、事務局1名により行っております。対象地は奔幌戸漁港近くに位置し、農用地区域から外れている土地でございますが、登記地目の変更後には太陽光発電施設の建設が行われるようでございます。詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

10月18日、〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を茶内第三地区で開催し、地元農業者4名と妹尾委員、事務局2名が出席しております。〇〇氏は自宅周辺の農地を残し、ほかは近隣農家への貸付を希望しておりますので、当日はその周辺の農業者を参集し協議を行っております。協議の結果、3名の方が10年間の借入れを行うことで調整が整っております。

10月18日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を西円朱別地区において、橋場委員、篠原委員、妹尾委員、事務局2名により行っております。対象地は〇〇〇〇氏所有地で、登記地目変更後に売買を行うための願い出でございます。詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

10月25日、「第4回農政部会」を開催し、白川会長、農政部会委員4名、事務局3名が出席しております。広報はまなか12月号への農業委員会情報掲載内容について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、提案の理由及

びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得2件でございますが、整理番号1の届出人は、浜中町西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものですが、今回の届出により取得した農地は、西円朱別西〇〇線〇〇〇ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²でございます。

次に整理番号2の届出人は、熊牛西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものですが、今回の届出により取得した農地は、熊牛西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²でございます。

詳細につきましては、議案書2ページから5ページ及び議案関係資料1ページ、2ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である知事から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を經由して申請者本人へ送付することとなっております。

本案は、令和〇年〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1の貸主は、円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇氏、借主は、茶内旭〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇氏で、農業用施設(牛舎、堆肥盤)の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号 農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)に

よる農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第3号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う2件の調整報告であります。

整理番号1は、浜中町茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏より令和〇年〇月〇日付けで賃貸借権の設定に係るあっせんの申出があったものでございますが、〇〇月〇〇日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が借入れすることで調整が整いました。

現地調査につきましては、〇〇月〇日に農地部会と事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇〇〇〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

次に整理番号2は、浜中町茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございますが、〇〇月〇〇日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への買入協議をすることとなりました。

現地調査につきましては、〇〇月〇日に農地部会と事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇千〇〇万〇〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書9～11ページ及び議案関係資料3ページ、26ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第3号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、浜農委4-20号の願い出人は、野付郡別海町西春別駅前曙町〇〇番〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、願い出地は、奔幌戸〇〇〇番、〇筆、面積〇〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、谷口委員、山下委員、阿部委員、事務局1名で〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委4-21号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇番、ほか〇筆、面積〇〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、橋場委員、篠原委員、妹尾委員、事務局2名により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、

長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委4-20号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委4-21号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委4-20号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-20号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委4-20号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委4-21号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-21号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委4-21号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況
の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認につい
て、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定

めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

妹尾委員 ○○氏から○○○氏へ賃貸借することには問題ございません。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号4について、6番山下委員、お願いします。

山下委員 ○○氏から○○氏へ賃貸借することには問題ございません。

議長 ありがとうございます。
これから、議案第3号の質疑を行います。本案については、整理番号1で○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1の審議を行い、その後、整理番号2から4の審議を行いたいと思います。
○○○○委員につきましては、ここで退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(○○委員入室)

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案の通り可決されました。

日程第12 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決

権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は1件の報告でございますが、整理番号1は、茨城県常陸大宮市小祝〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われまますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第4号の質疑を行います。
質疑ありませんか。
5番、百々委員。

百々委員 〇〇〇〇〇〇〇〇の売上高はかなりの金額であり、浜中町内における売上だけではないと考えられますが、浜中町においての売上高はいくらくらいになるのか。

事務局長 〇〇〇〇〇〇〇〇は全国的に事業を行っている会社であり、決算等も一括して集計していることが予想されることから農地所有適格報告書において浜中町だけの情報を抜き取り報告することは難しいと考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は、賃貸借による権利の設定5件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1は、浜中町厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏からの賃貸借による権利の設定で、対象地は厚陽〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号2は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇氏からの賃貸借による権利の設定で、対象地は厚陽〇〇〇番地、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡で、この土地を茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号3から5は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏から賃貸借による権利の設定で、整理番号3の対象地は茶内西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号4の対象地は茶内西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号5の対象地は茶内西〇線〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものであります。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号1と2で、〇〇〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1と2の審議を行い、その後、整理番号3から5の審議を行いたいと思います。

〇〇〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから議案第5号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた調整において、認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地中間管理機構が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされております。

本案につきましては1件の買入協議でございますが、整理番号1は、浜中町西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和〇年〇月〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員により調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げますが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第6号の質疑を行います。
質疑ありませんか。
10番、妹尾委員。

妹尾委員 農用地利用集積計画ではなく買入協議となった経緯は何なのか。

議長 農地中間管理機構に売買をする場合は、買入協議により総会で採決することになっている。

ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、11月30日、水曜日、午前10時からを提案します。

議長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、11月30日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、11月30日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第26回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時30分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

5番 百々栄二

浜中町農業委員会

6番 山下康紀